

令和2年度 事業計画書

たかしま会法人本部

1. 基本方針

法人設立50周年を迎える、社会福祉法人たかしま会が、今後も存在意義を示していくためには、法人自身が、社会福祉法人の特性を活かし、自主性、自立性を担保した法人経営を安定的に継続していくこと。また、しっかりと、社会や地域住民の期待に応えられるように、地域福祉の充実、発展に寄与することが重要です。

50周年記念事業のテーマ「(歴史)をふりかえり・(地域と)ともに・前進する(未来の福祉)」は、当法人が目指す1つの道標でした。そのため、本年度は、将来の事業計画を明確にし、継続性、計画性に基づいた意思決定のもと、事業進捗の管理ができるよう経営計画を策定します。

社会福祉法人改革の趣旨に沿った、より充実した法人体制の整備は、引き続き重要な課題です。本年度も、法人が備える公益性、非営利性に見合う経営組織や財務規律の実現、事業運営の透明性の確保に努めます。そのため、会計監査体制や役員への情報提供体制をより充実します。また、令和3年6月の理事、監事、評議員の改選に向け、万全な体制で諸準備を進めます。

4か年目を迎える、「社会福祉充実計画」の取組みについては、職員人材育成・処遇改善事業を計画通り実施します。また、計画を1年前倒し、実施設計業務に着手した、(仮称)高齢障がい者デイサービスセンター事業については、補助事業の採択に向けて鋭意取り組みます。

地域における公益的な取組みについては、ふじみ寮祭りなど従来からの取組みに加え、本年度は、法人が所有する業務車両を活用して、マキノ北地域在住の高齢者に対する買い物等支援に、地域の団体と連携しながら取り組みます。

今日、少子高齢化、核家族化の進展とともに、地域が抱える生活課題は多様化、複雑化し、また、コミュニティ機能の低下が指摘されている中、「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の主たる担い手として、社会福祉法人の役割がますます重要になっています。

そのため、「設立50周年」を迎えた社会福祉法人たかしま会は、地域における公益的な取り組みなどを通じ、地域に密着した福祉施策を展開するとともに、「経営計画」を策定し、より効率的で効果的な経営と利用者へのサービスの向上に努めます。

2. 事業内容

1) 理事会及び評議員会等を次のとおり開催します。

(1) 理事会（例規改正等）	4月下旬
(2) 決算監査	5月中旬
(3) 理事会（理事長職務執行状況の報告、令和元年度事業報告、計算関係書類及び財産目録の承認、補欠理事候補者の選任、定時評議員会の招集等）	6月始旬
(4) 定時評議員会（令和元年度事業報告、計算関係書類及び財産目録の承認 補欠理事の選任等）	6月中旬
(5) 第三者委員会議	8月中旬
(6) 理事会（例規改正、補正予算等）	9月中旬
(7) 理事会（理事長職務執行状況の報告等）	11月中旬
(8) 理事会（例規改正、補正予算等）	12月下旬
(9) 第三者委員会議	2月中旬
(10) 理事会（例規改正、補正予算等）	2月中旬
(11) 理事会（令和3年度事業計画、収支予算承認等）	3月下旬
(12) 臨時の理事会及び評議員会	随 時
(13) 理事協議会・評議員協議会	随 時

2) 経営計画策定実行委員会を次の通り開催します。

(1) 第1回実行委員会	現状分析の報告	8月中旬
(2) 第2回実行委員会	将来ビジョンの報告	10月中旬
(3) 第3回実行委員会	経営デザインの報告	11月中旬
(4) 第4回実行委員会	年度計画の報告	3月中旬
(5) 第5回実行計画	中長期経営計画の報告	未 定

別紙

令和2年度「地域との連携」事業一覧表

法人本部					
No.	事業名	新規 継続	事業の概要	対象者	予算額・内訳
1	スペシャルオリンピックス活動	継続	スポーツを通じて知的障害のある人たちの自立と社会参加の促進を図ることを目的として設立された「スペシャルオリンピックス」高島委員会の活動(卓球の練習、競技会参加等)に、地域の社会福祉法人とともに事業運営に参画していく。	知的障害者	団体会費 10,000円
2	地域貢献事業	継続	法人が所有し、または借り上げて運行の用に供する業務車両を活用して、マキノ北地域の高齢者の日常的移動を支援する。	マキノ北地域高齢者	100,000円

藤波園					
No.	事業名	新規 継続	事業の概要	対象者	予算額・内訳
1	緊急一時利用	継続	冠婚葬祭時や家族間のトラブル等で、一時的に自宅で生活することが困難な児童や高齢者に入浴や宿泊場所を提供する。	医療支援のいらない児童・高齢者	利用者負担
2	実習生や慰問の受け入れ	継続	体験実習等の場に提供する。また、普段高齢者と触れ合うことの少ない地域の保育園児や小学生と利用者が交流し開かれた施設づくりを目指す。	実習希望者	0
3	施設設備品の貸出	継続	テント、かき氷機等の模擬店関係器具の貸出。	各種団体	使用料無料
4	高島市福祉の避難所	継続	高島市から福祉の避難所として、災害時等には高齢者を主として積極的に受け入れる。	被災高齢者	使用料無料

陽だまり					
No.	事業名	新規 継続	事業の概要	対象者	予算額・内訳
1	高齢者見守り事業	継続	職員が認知症サポート研修を受講し、地域の中で認知症の方を中心にサポートする活動。	地域在住者	0
2	地域美化活動	継続	月1回、職員が事業所周辺のゴミ拾い等美化活動を行う。	市ヶ崎・浜分地先	0

令和2年度「地域との連携」事業一覧表

藤美寮		新規 継続	事業の概要	対象者	予算額・内訳
No.	事業名				
1	地元自治会の連携	継続	地元駅西自治会と、災害時の防災訓練を行っている。	自治会役員	使用料無料
2	地域等行事への物品貸出	継続	地域で行われる行事で、テント、餅つき道具等の貸出を行っている。	地域住民	使用料無料
3	災害時の福祉避難所	継続	災害時における福祉避難所として受け入れ態勢をとっている。	在宅障害者等	使用料無料
4	ふじみ寮祭り	継続	地域の各種団体と実行委員会を組織し、地域住民に広く参加を呼びかけイベントを開催し、障害者への理解を深めている。	地域住民及び各種団体	1, 500, 000円
5	実習生の受け入れ	継続	地元中学生の職場体験、短期大学の実習生、介護体験実習を受け入れている。	中学生 短期大学生	0
6	マキノ町ネットワーク運営委員会への参加	継続	地元マキノ町の福祉向上のための運営委員会に参加し、地域福祉の課題解決やニーズの実現に向けて検討し、ミニイベント等を通して住民福祉の向上に寄与する。	マキノ町住民	0
7	高島市の宿泊体験事業	継続	長期に渡る入院・施設入所等を送っていた障害者や家族とともに在宅生活を継続していた利用者に対して、家族宿舎を開放して支援します。	在宅障害者等	(高島市より、1泊につき5000円の助成有。ホテルコストの軽減措置)
8	淡海エコフォスター事業	継続	県が管理する公共的場所の環境美化活動で、年10回程度清掃作業を実施している。	事業所職員 及び利用者	30, 000円

藤の樹工房		新規 継続	事業の概要	対象者	予算額・内訳
No.	事業名				
1	地域福祉活動支援事業	継続	耕作放棄地を借用し、当該事業所の生産活動として野菜作りを行うとともに、地元高齢者をその指導員として委託することで、障害者と地域住民の地域交流を深めながら、地域の課題解決の一翼を担う。	地域住民	35, 000円

令和2年度 事業計画書

養護老人ホーム 藤波園

1 運営方針

核家族化や単身世帯の増加、地域社会とのかかわりも希薄化し、ゴミ屋敷や孤独死の増加等の社会問題も増えてきています。藤波園は、地域の高齢者の「相談援助支援」や「住まいの受け皿」として、地域のセーフティーネット拠点の役割を担っていきます。また、現在車椅子利用者が15人となり介護の重度化から職員の腰痛対策も急務となっており、福祉器具の活用や腰痛予防研修を取り入れ職員の腰痛予防に努めます。

(1) 利用者の自立支援

利用者支援においては、残存能力が低下しないよう努めます。

転倒によるADL低下の予防のため、理学療法士による集団リハビリや運動レクレーションを実施します。

(2) 生活環境の改善

利用者が健やかに快適な生活が送れるよう環境作りに努めます。

車椅子利用者が増え、介護の重度化を考慮し利用者が介護を受けやすい福祉機器の導入も視野に入れ改善します。

(3) 苦情対応

投書箱や毎月の利用者総会での意見や要望については、誠意をもって対応し速やかに改善できるよう努めます。

(4) 職員の人材育成

利用者の障害特性を理解し適切な対応が出来るよう、各種研修に参加し専門知識の習得と支援技術の向上に努めます。また、人材確保に努め、チームケアが出来るよう内部研修に努めます。

(5) 地域交流の促進

地域の行事に積極的に参加するとともに、保育園や学校、ボランティアグループと交流を深め、開かれた施設づくりに努めます。

(6) 他事業所との協同

法人事業所はもとより、県内の養護老人ホームとも連絡を密にして協力体制作りに努めます。

(7) 実習生の受け入れ

介護福祉士、社会福祉士、初任者研修等の受け入れ施設として、後輩の育成と社会貢献に努めます。

2 保健衛生

- (1) 感染症防止のため平常時から感染症対策委員会を定期的に開催し危機管理に努めます。また、普段から手洗いとうがいを徹底し、風邪等の予防に努めます。
- (2) 利用者の心身の状況を丁寧に観察し、不調の早期発見と早期治療を目指し、職員間で情報の共有に努め、適切に医療機関につなげます。
- (3) 医務室の物品を整備し、静養室がいつでも使えるように整え伝染性疾患が発生してもすぐに対応できるように努めます。
- (4) 災害や緊急時に備え備蓄品を整備し、不測の事態に対応ができるように努めます。
- (5) 看取りを望まれる利用者には、担当医や訪問看護事業所と連携をとりながら心のこもったケアに努めます。
- (6) 定期健康診断は、利用者と職員の負担軽減のため検診車を利用します。

3 給食

- (1) 栄養士や調理員がそれぞれの経験や技術を生かし、利用者の咀嚼や嚥下状態に適した形態で食事が提供できるように努めます。
- (2) 食中毒の発生を防止するため、衛生管理の徹底に努めます。
- (3) 毎月1回は、手作りおやつの日を設け利用者に喜んでもらえるように努めます。
- (4) 旬の食材を使用し、季節が感じられる献立作りに努めます。
- (5) 年に1回嗜好調査を実施し、利用者の嗜好を把握するように努めます。また、その結果を公表すると共に日々の献立に活かせるように努めます。
- (6) 災害時に備え必要量の非常食を保有し、賞味期限等の管理の徹底に努めます。

4 教養娯楽事業

(1) 園内行事

日々の生活の中に楽しみがもてるよう、下記の行事を行います。

4月 花見の会 6月 ドライブ

7月 夏季大掃除 8月 夏祭り、盆行事

9月 敬老式典 、 秋季慰靈祭	10月 ふれあい交流会
11月 冬季大掃除	12月 クリスマス会 (藤美寮合同)
1月 新年会	2月 節分
3月 ひな祭り、 春季慰靈祭	

(2) クラブ活動

転倒予防のため、理学療法士を招き軽体操等で身体を動かし足腰の強化に努めます。従来からの茶道クラブや生花クラブおよび書道クラブでは、参加者が減少し固定してきたので、多くの利用者が興味を持つよう内容を工夫していきます。

大正琴クラブの慰問は、利用者の関心も高く参加者も多いので引き続き美しい琴の音色を鑑賞すると共に一緒に歌が楽しめよう努めます。園芸クラブでは、プランターを使って季節の草花が鑑賞できるように栽培します。

(3) 余暇支援

地域で開催される催し物には、できるだけ参加し地域住民との交流が図れるよう努めます。地域散策として歩く機会を設け、健康維持と気分転換に努めます。

5 職員の福利厚生

滋賀県民間共済会や（社）福利厚生センターが行う福利厚生事業には、各職員に参加を促します。また、法人が職員に支給している処遇改善補助金を健康管理や資格取得のために有効に活用します。

6 防火防災管理面

- (1) 火災だけでなく浸水災害に対しての避難訓練も実施し、利用者と職員が緊急時の対応が出来るように努めます。避難訓練は、夜間を含め3回実施します。
- (2) 緊急時用として、非常食は3日分備蓄しています。昨年度、補助金を利用して小型発電機を4台購入し6台となりました。また、投光機や石油ストーブも購入し停電時にも対応できるようにしました。発電機については、定期的に試運転を行ない緊急時に備えます。
- (3) 高島市消防本部から職員を招き、消火訓練や救命講習を開催し緊急時に備えます。

令和2年度 事業計画書

生活管理指導短期宿泊事業

運営方針

生活管理指導短期宿泊事業は、病院などから退院しても住む家がない高齢者や低所得の高齢者、虐待からの避難等の理由で養護する必要があると認められた場合に利用となります。いずれも行政からの措置で、昼夜を問わず連絡が入るとすぐに対応しています。

利用者は、不安をかかえての入所となるので思いを傾聴し、安心して生活ができるよう努めます。利用する理由も複雑であり、包括支援センター等の行政機関との連携に努めます。

災害時には、2人以上が利用となる場合もあり、備品などは余裕をもって対応できるように整備します。

令和2年度 事業計画書

特定施設入居者生活介護事業所

運営方針

特定施設入居者生活介護事業所の現在の利用者は、藤波園入所者で要介護1から要介護5までの22人です。利用者の状態把握に努め自立支援計画に沿った介護サービスを提供します。

- 1 利用者との会話を多く持つとともに毎日バイタルチェックを実施し、心身の状態を把握し残存能力の維持向上に努めます。
- 2 訪問介護事業所、高島市、保健福祉医療機関などとの連携を取り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3 利用者からの苦情や意見については、誠意をもって対応し速やかに改善していきます。インシデント報告書(ヒヤリハット報告書)や事故報告書などを活用し、安心して生活できる環境づくりに努めます。

令和2年度 事業計画書

訪問介護事業所

運営方針

特定施設入居者生活介護事業所と契約している、要介護1から要介護5の方が対象です。利用者の状態把握に努め、自立支援計画に添った介護サービスを提供します。

- 1 入浴、排泄、食事などの介護では、残存能力の維持に努めながら心のこもったサービスの提供に努めます。
- 2 利用者の思いを傾聴し、楽しい会話に努めます。
- 3 特定施設入居者生活介護事業所、高島市、地域の保健福祉医療機関などとの連携を取り合い総合的なサービスの提供に努めます。
- 4 職員は、利用者や家族などの関係者から信頼される態度や言葉遣いで支援し、利用者からの苦情や意見については、誠意を持って対応し速やかに改善していきます。また、介護の技術向上を目指し、各種研修会や講演会には積極的に参加します。
- 5 気づきの感性を磨き、インシデント報告書（ヒヤリハット報告書）や事故報告書などを活用し安心して生活できる環境づくりに努めます。

令和2年度 事業計画書

小規模多機能型居宅介護事業所 陽だまり

1 運営方針

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現に向けての取組みを更に進めるとともに高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活が送れることができるよう支援に努めます。

2 事業計画

(1) 利用者及び家族本位の支援

施設の設備や機能を充分活かし、利用者により良いサービスを提供するとともに利用者の思いに沿ったきめ細やかな心の通った支援や家族の状況に応じた柔軟な介護に努めます。

(2) 地域密着への取組み

施設に設けられた地域交流スペースを多くの地域の方に利用してもらい、地域との繋がりをより深める一方、地域で開催しているサロンに積極的に参加して地域との交流を図ります。

(3) 防災及び事故防止

本年度も地域住民と連携した夜間防災訓練や救命講習の受講を通して職員の防災意識を高めます。

また、利用者の状態把握と適切な支援、情報の共有化、ヒヤリハットの活用等を通じて未然に事故防止できるよう努めます。

(4) 人材育成

定期的な内部研修の実施、外部研修の受講、資格取得等自己啓発に努め、介護ニーズの高まりにしっかりと対応できる心がまえと介護技術をもった職員の育成を図ります。

令和2年度 陽だまり年間行事計画

月	行 事	内 容
毎月	習字の日	思い思いに字を書き、書を楽しむ
	地域サロン参加	近隣地域のサロンに出かけ地域との交流を図る
	誕生会	利用者・職員が一緒に誕生日の方のお祝いをする
4	花見散策	近隣の湖岸等を散策し、身近な桜を楽しむ
	よもぎ団子作り	よもぎを摘み、団子を作り季節を楽しむ
5	子供神輿	子供神輿の巡航を見学し子供達との交流を図る
	新緑ドライブ	近隣をドライブし新緑を楽しみリフレッシュを図る
	春祭り	利用者・家族や地域住民との交流を深める
6	防災訓練（消防立合）	消防訓練を行い防災意識を高める
	ふじみ寮祭り	ふじみ寮祭りに参加し、他事業所との交流を深める
	浜分しょうぶ園	花菖蒲を鑑賞し、地域との交流を図る
	梅ジュース作り	庭の梅を収穫し、梅ジュースを作る
	大掃除（半日）	施設の美化と衛生面の保持を図る
7	外食・買物デー	飲食店・スーパー等に出かけ外食・買物を楽しむ
	七夕メニュー	笹飾りを作り、七夕を楽しむ
8	かき氷	かき氷を楽しみながら季節を感じる
	カラオケ	カラオケを楽しみ、暑さを吹き飛ばす
9	敬老祝賀会	敬老の意を込めて、長寿を祝い祝宴を催す
	お彼岸おはぎ	お彼岸に地域の方とおはぎ作りを楽しむ
10	芋掘り	菜園で育てた芋を収穫し、収穫の歓びを感じる
	焼いも会	収穫した芋で焼き芋を楽しむ
11	文化祭	日々の利用者の作品を展示し、文化に触れる
	紅葉ドライブ	近隣をドライブし、秋の深まりを感じる
12	クリスマス会	忘年会を兼ね、特別メニューを利用者と職員が共に楽しむ
	年末大掃除（半日）	施設の美化を図り、新年に備える
1	正月	こころ新たに新年を迎え、お正月料理で祝う
	新年会	新年を祝い、利用者と職員が共に鍋料理を楽しむ
	防災訓練（夜間）	訓練を通して、防災意識を高める（地域住民参加）
2	節分	特別メニューと豆まきをし、節分を感じる
	箱館そば	地元のそば（食材）を味わう
3	ひな祭り	特別メニューで、桃の節句を祝い楽しむ
	春分の日・おはぎ作り	地域の方とおはぎを作り、春の到来を祝う

《その他》

特別メニュー：行事、季節の節目等、いつもより少し嗜好を変えた食事を楽しむ

菜 園 : 花や野菜を育て、季節の変化を感じる

令和2年度事業計画書

障害者支援施設藤美寮
生活介護事業、施設入所支援事業
短期入所事業
日中一時支援事業

1 運営方針

第5期の福祉計画の最終年度に入り、成果目標として ① 施設入所者の地域生活への移行 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 地域生活支援拠点等の整備が定められています。その中でも、圏域内のサービス提供状況と相談支援機関および各事業所との連携を密にすることにより、様々な支援を提供できる仕組みの整備として、「地域生活支援拠点等の整備」の設置が、市町村・圏域で1か所以上義務付けられました。

高島市においても「高島市地域生活支援拠点事業」の面的整備が整い、令和2年1月から事業開始となりました。特に、地域生活をすることで発生する様々な不安を少なくし、生活できるようにする地域生活支援拠点事業の機能のうち、緊急時の受入対応は入所施設の役割わりと考え、当施設においても積極的に取組んでいきます。

入所施設での看取り・終末期を含む医療的な支援、強度行動障害や重度重複障害への対応、加齢化・重度化への対応、自然災害への対応など検討課題がある中で、今年度法人で取組みを始めた経営計画を職員間で議論しながら進めていきます。また、そのことを通して、更にサービスの質の向上を図るための体制を構築していきます。

(1) 虐待防止と意思決定支援

虐待防止には、虐待の芽である「不適切な支援」を早期に摘んでいくことが大切で、職員が互いに注意し合える組織や環境を醸成し、一人ひとりの職員が「虐待は絶対にしない」という強い意志のある社風を構築します。

また、日々の支援を通じて利用者と寄り添い、向かい合いながら、一人ひとりの変化を敏感に感じとれる受信能力を高め、利用者の意思決定支援を行うと共に、自分の感情をコントロールするアンガーマネジメントの手法等を研修で学ぶ機会を増やしていきます。

(2) 個別支援計画の充実

個別支援計画においては、意思決定支援の重要性を鑑み、職員が利用者一人ひとりとしっかりと向き合うことにより利用者理解を深め、意思形成や意思表出支援の醸成に努めます。そのうえで、日常生活の中で自己選択・自己決定の機会を増やせるよう個別支援を提供して、利用者の意思決定能力の向上を図ります。

(3) 地域福祉及び地域公益的な取組みの推進

公益的な取組みにおいて最も大切なことは、職員自らが地域に出向き、地域住民の声を聞き、住民の生活課題に向き合うことです。今年度は、職員それぞれの意識が高まるように体制づくりに努め、高齢者の生活上の手助けとなる外出支援に多くの職員を派遣し、社会貢献事業に取組みます。

また、在宅での支援困難ケースには、他法人との連携や協力の下、入所施設のもつ 24 時間 365 日の機能を十分に生かし、短期入所事業や日中一時支援事業での受入れや支援体制の強化に努めていきます。

2 生活介護・施設入所支援事業

生活介護事業は、本年度も定員の超過利用枠内（1 日につき定員の 150% 及び 1 月につき定員の 125% 以内）の範囲内で、施設入所者その他にグループホーム利用者や短期入所を含めた在宅障害者を受入れて支援します。

事業の内容については、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画の内容を遵守し、個々の能力に応じた作業や創作活動に取組み、能力の維持や伸長に努めます。また、重度・高齢者に対しては、一般的な活動だけでなく、心身の状況に合わせて無理なく柔軟に取組めるよう配慮し、マッサージや午後からの活動に入浴支援を行い、ゆっくりした時間の中で筋肉をほぐし残存機能の維持を図っていきます。

施設入所支援事業の内容については、本年度も休日や夜間の支援体制を充実し、利用者の生活の質の向上、安心・安全な生活環境の提供に努めます。特に食事の場面では、個々の咀嚼・嚥下機能に配慮しつつ、ゆったりとした環境で丁寧な支援を心がけ、食事介助専門の人員を配置するなど誤嚥等の事故防止に努めます。

(1) 教育支援事業

① 施設外教育支援

スポーツや文化活動を通じて他施設との交流を深めるため、各種行事や活動には積極的に参加します。

ア スペシャルスポーツカーニバル	7月上旬
イ スポーツフェスティバル	10月5日
ウ 杉山寮運動会	6月下旬
エ 文化の集い	11月中旬
オ KOSEI 輝く芸術祭	12月中旬
カ 各種コンサート	年3回程度
キ 音楽ワークショップ	月2回

② 施設内教育支援

日中活動においては、利用者一人ひとりの障害特性及び能力や身体機能に応じた活動内容や作業工程の提示により、活動に取組みやすい環境作りに努めます。また、地域から積極的に利用者を受入れ、月間予定表の発行により見通しを持って楽しく通所できるように工夫します。更に月1回程度、全体でカラオケ大会や菓子作り、焼き芋などのレクリエーション活動を取り入れることで、活動の幅を広げ、作業意欲の向上を図ります。

ア、空き缶リサイクル班：地域の空き缶回収を行い、缶潰しの工程を経て、専門業者に引渡す。

イ、創作活動班：各自の趣味を兼ねて、絵画や工作、手芸など作品を作り、展示することで利用者の創作意欲の向上につなげ、やりがいのある活動にする。

ウ、外作業班：春夏秋咲き草花の苗を育て、寮内の環境美化に努める。

エ、洗濯班：利用者の衣類の洗濯、乾燥後、利用者個人に返却する。

オ、スマイル班：主に発達障害を持つ人たちのグループで、生活能力の向上を図るための訓練を行う。

カ、運動班：若年利用者を中心に体を動かす機会をより多く作り、体力の維持・向上に努める。

キ、生活スキル班：高齢利用者や加齢により認知的症状や身体機能が

低下している利用者に対して個別の活動内容を考え、残存能力の維持に努める。

休日や夜間支援については、「安心して暮らせる場・安らげる場の提供」「清潔な生活環境の提供」「余暇支援の充実」「日常生活動作の維持・向上」「社会生活能力の向上」を目指し、支援者が連携を図りながらより良い支援体制を整えます。

(2) 教養娯楽事業

外出や行事に参加することにより社会性を身につけ、日常生活に潤いと安らぎが持てるように努めます。また、個別ニーズに応じた外出支援を行うため、「自己選択・自己決定」の機会を多く提供し、自分らしいライフステージが築いていけるように支援に努めます。

ア、一泊旅行	10月中旬
イ、家族の集い	11月初旬
ウ、新年会	1月上旬
エ、節分	2月3日
オ、活動発表会	3月上旬
カ、誕生会	月1回
キ、買い物	年2回
ク、ランチタイム	年2回実施
ケ、余暇支援事業	年間隨時
コ、アウトドアデー	年間随时
サ、個別支援（買い物・図書館の利用等）	年間随时

(3) 保健衛生事業

嘱託医や協力病院との委託契約により連携を密にし、通院や急患の対応には万全を期します。利用者の健康診断では、加齢に伴い「生活習慣病」を指摘される人が年々増えています。また、大半の利用者が身体の不調を訴えることが困難な為、日常生活の中でバイタルチェックをしっかりしたうえで、顔色や食欲、排せつ状況や言動に常に注意を払い、健康状態の把握に努めます。

- ① 年2回移動検診車(滋賀保健研究センター)による健康診断と月2回、医師による往診の実施により、疾病の早期発見、早期治療に努めます。
- ② 清潔な生活環境の提供（噴霧器設置による感染症の予防）。
- ③ 破損箇所の速やかな修繕による、安全な生活環境を提供します。
- ④ 毎週水曜日の散歩・リハビリや毎月のエアロビ教室等で、体力の維持・向上と肥満防止に努めます。
- ⑤ 週1回健康教室（20分程度）を実施し、身体を動かすと共に健康に対する意識の向上に努めます。
- ⑥ 安全で豊かな食生活を提供し、食事の楽しみが増えるようにします。
(ニーズに応じた献立の工夫、適時適温での提供、複数献立の実施)
- ⑦ 加齢に伴い咀嚼能力の低下や疾病を持つ利用者に対しては、特別食やソフト食の提供により、安全でおいしく食事ができるように配慮します。
- ⑧ 個別に応じた自助具を検討し、自力で摂取できるように工夫します。

(4) 余暇支援事業

月1回講師を迎える茶道・書道・絵画・音楽・手話・エアロビ・パソコンの教室を開講し、芸術性を深めると共に潜在能力の伸長に努めます。また、市内での催し物等については、利用者への情報提供に努めるとともに、参加希望者には随時対応していくよう職員体制を整え、利用者の社会性の確保に向けて支援を行います。

(5) 施設交流事業

藤波園と互いに行事や余暇活動を行うことにより、利用者間の交流を深めます。そして、藤波園で生活可能な人は、次の生活の場として位置付けられるように行政機関に働きかけるとともに、利用者が安心して高齢期を迎えられるよう努めます。

① 合同企画事業

ア、クリスマス会 12月中旬

② 交流事業

ア、藤波園寿老式（藤美寮高齢障害者の参加） 9月中旬

イ、各種クラブ活動と余暇活動 隨時

(6) 地域交流事業

利用者の自立支援と社会参加を目指し、施設の開放を積極的に進めるなど、施設行事を通じて地域社会との繋がりを一層深めます。特にふじみ寮祭りについては、広く地域住民が関わるよう、引き続き地域で活動する諸団体及び学生等により実行委員会形式で共同開催し、障害者への理解や地域交流の場としての位置づけを更に高めます。

ア、ふじみ寮祭り	6月1日
イ、茶摘み（マキノ赤十字奉仕団マキノ支部他）	5月中旬
ウ、ボランティア会員との交流事業	隨時

(7) 防火、防災および防犯対策

火災および自然災害を想定した避難訓練を年3回程度実施し、不測の事態に対応できる体制と福祉避難所としての役割が果たせる体制を整え、避難経路と避難場所の確認について徹底できるように努めます。また、地元の駅西自治会との合同訓練を実施し、災害時の連携に向けた取組みを行います。

普通救命講習は、全職員が受講し、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう備えます。

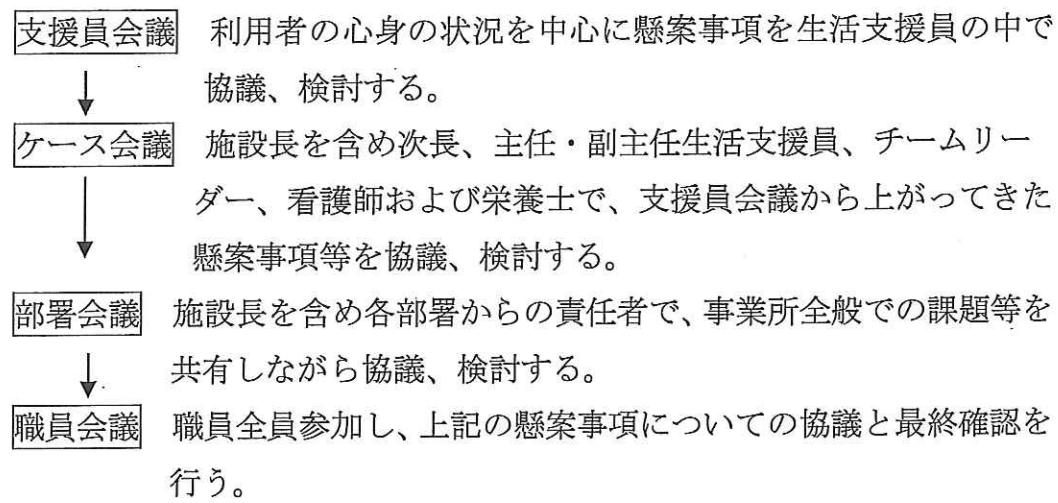
防犯対策については、防犯カメラ等の設置に伴い、マニュアルを遵守した不審者対応への徹底と防犯訓練を実施します。

(8) 職員の資質の向上

職員には人権の尊重と利用者主体の支援を徹底し、利用者との更なる信頼関係の構築に努めます。特に虐待防止や人権問題に係る研修会には継続的に職員を派遣して人権意識と専門知識と技術の向上に努めます。

① 職員会議

利用者の情報の共有化と支援の統一に向けての連携を密にし、職域を越えた支援体制の強化を図るために、月1回、下記の流れに沿って実施します。



② 職員研修

利用者ニーズの変化や利用者の重度化に伴い、現場ではますます高い専門性と組織一丸となった施設運営が求められています。

今年度は、新たに全職員を対象に階層別にグループ分けをし、それぞれが目的を持って視察研修を行う事により、見聞を広げ専門性の修得に努めます。また、県や各種団体の主催する研修に参加させ、事業運営に必要な専門資格取得のため、計画的に職員を派遣します。

新人研修 事業所内研修の充実。特に、入職後は専門知識の取得やエルダー制度（先輩職員が新人職員に対し、マンツーマンで教育する）を核に現場研修に時間をかけ、利用者支援のノウハウを習得する。知ハソ協等主催の事業所外の新人研修に参加し、人事交流を深める。

中堅研修 サービス管理責任者等の業務に必要な専門資格を、実務経験を充たした者から取得させる。その他、強度行動障害支援者養成研修（実践研修・基礎研修）を生活支援員すべてに受講させ、加算を受給できる体制を整える。

幹部研修 当該職責で必要とされる専門知識や技能を習得するための事業所外研修に派遣する。

③ コンサルテーション事業の活用

年4回程度、滋賀県発達支援センターより専門家を招いて、コンサ

ルテーションを受け、支援員全員を対象に実際の困難ケースを通して学ぶ場を設け、より高い専門性を修得し、支援の質の向上とスキルアップに繋げます。

(9) リスク管理

① 虐待防止委員会

3カ月に1回実施し、年2回当法人の第三者委員の参画も得て不適切な支援に対しての検証と虐待の早期発見・早期防止に努めます。また、虐待防止マニュアルを制定しているものの形骸化しているため、現行の職員セルフチェックリストの随時見直しや虐待防止委員会での職員セルフチェックリスト表の活用強化を図っていきます。

② 事故防止委員会

「ヒヤリ・ハット報告書」や「事故報告書」を受け、年2回定期開催し、検討すべき案件について委員会で話し合い、より安全な環境になるようリスクマネジメントを行います。また、早期対応すべき事案が発生した時は、臨時の委員会を開き早期解決を目指します。

③ 感染症予防委員会

年4回開催し、ノロウイルスやインフルエンザ等に対しては、予防や感染防止に取組み、職員会議等で周知します。また、感染症の発生や世間で気を付けるべき感染症が流行した際には、速やかに臨時委員会を開催し、早期対応することで感染症の拡大防止に努めます。

(10) 地域支援事業

市の単独事業である「宿泊体験事業」は、長期に渡る入院・施設入所等を送っていた障害者や家族とともに在宅生活を継続していた利用者に対して、地域生活や一人暮らし等がイメージ出来るように支援する事業です。藤美寮としても当該事業を公益的な取組みの一環として位置づけ、自活訓練棟を開放して支援します。また、対象者に対しては、短期間一人暮らしを経験する中で、見えてきた課題や新たなニーズに対して適切な支援が行えるように関係機関と連携を密にしながら、専門性の高い支援を行い在宅障害者等の支援に努めます。

3 短期入所事業

当該事業は、年々ニーズが高まってきている中、家族が介護できない等一般的な利用に加え、障害特性から在宅生活が困難になって長期間利用する人や将来的な生活の不安から短期入所を希望するケースの他、虐待ケースの受入れも増えています。そのニーズに可能な範囲で応え、サービス等利用計画の内容を充分踏まえた支援を行い、ケアマネジメント機能がより充実するよう利用者及び家族との調整に努めます。また、藤美相談支援事業所等との連携を図りながら、当事者や家族の抱えるニーズや課題に対してきめ細かい対応を心がけ、他の関係機関との連携も密にし、親亡き後等の心配が少しでも解消できるなど、地域生活が継続できるよう支援に努めます。

4 日中一時支援事業（公益事業）

日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や介護を行う人の一時的な負担軽減を図ることを目的とした事業で、いわゆる日帰りの短期入所です。放課後等デイサービスが市内にも整備され児童の利用は減少傾向ですが、特別支援教育を受けている生徒の放課後や休日、生活介護や就労継続支援B型事業所からの夕方支援、あるいは在宅障害者の土・日、祝日を中心にサービスを提供します。

令和2年度 事業計画書

共同生活援助事業（介護サービス包括型）

たつの家、羽ばたき、あっとホーム

箱館ハウス、高木浜ホーム

1 運営方針

本年度は、国の第5期障害福祉計画の最終年度を迎えます。引き続き地域生活への移行や支援を基本方針に掲げ、グループホームの増設を含めた地域生活支援拠点などの整備に向けた取組みが進められています。平成元年にスタートした障害者のグループホームの制度が広がり、障害者の生活の場が、入所施設からグループホームへと移行する中で、グループホームに入居する障害者の数は急増し、直近10年間で3倍に増加しています。

重度対応型、高齢対応型、自立型、単身サテライト型等、多種多様なサービスが整備されると共に、利用者の課題やニーズに合った暮らしの場を保障することが必要となっています。

当法人が管理するホームについても、藤美寮から地域移行をした人を中心に高齢化が進んでいます。そのため、日中活動の在り方や生活環境の見直し（介護保険への移行）を視野に入れながら、地域生活を支える取組みを今後検討していく必要があります。

引き続き利用者的心身の健康管理に留意し、安心・安全な生活が継続できるよう支援に努めます。また、従事者の人権意識を高め、支援技術等の向上を図るための研修の機会を増やすとともに、定期的にキーパー会議を開催して利用者状況の把握や個別支援の取組み等を通して支援の統一化を図ります。

2 事業内容

（1）利用者主体の生活支援

利用者の意思決定に基づいた支援を最優先に個別支援計画を作成し、利用者主体でゆとりと潤いのある生活が出来るように支援します。

（2）健康管理

年1回、健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期予防に努めます。また、医療が必要な場合は、バックアップ施設と連携して、適切な対応がとれる体制を継続し、日々の健康管理に努めます。

（3）個人情報の保護と人権尊重

日常生活では利用者のプライバシーに充分配慮し、個人情報の漏洩等には細心の注意を払います。また、利用者の人権を尊重した差別や虐待のないホーム作りに努めます。

（4）余暇支援の充実

休日や夕食後の余暇時間の過ごし方について適切なアドバイスをし、潤いのある生活に努めます。また、地域の催しやイベントに参加する機会を多くし、社会性の向上と余暇の充実に努めます。

(5) リスク管理

年1回程度の火災を想定した避難誘導訓練を実施し、併せて防犯・防災体制の整備を進めます。

(6) 世話人及び生活支援員の資質の向上

世話人及び生活支援員間の連携を図るためキーパー会議を開催し、また各種研修会には積極的に派遣して専門知識や技能を取得し、利用者の良き支援者としての地位の向上に努めます。

令和2年度 事業計画書

高島市安曇川障害者デイサービスセンター

1 運営方針

近年、うつ、統合失調症、依存症、認知症などの精神疾患を抱える人たちの数は年々増えており、現在約400万人に上ると言われています。精神障害は、何かをきっかけに、誰もが直面する可能性があります。しかし、障害のある人たちは、長い間、生活圏を家庭や施設に限定されるため、社会に出ることが難しい状況です。また、差別や偏見のために、症状が改善しても地域に戻ることができず、長期間の「社会的入院」を強いられた人も少なくありません。障害があっても、住み慣れた地域の一員として、周囲の人たちと関わりながら暮らすことは、障害を持つ人たちとその家族にとって、生活の質を支える重要な要素です。その様に方々にとって、アソビニが地域と関わるきっかけの一助となることを目指していきます。

本年度も利用者が住み慣れた地域で生活できることを目標に、活動メニューを作成し、様々な障害の方を受け入れ、在宅障害者の地域生活の継続のため支援を行っていきます。

また、利用者一人ひとりの人権を尊重し、個別支援計画に基づいた安心・安全で質の高いサービスが提供できるように努めます。そして、社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組みとして、地域住民との相互理解のための場や事業所での受入れ体制を強化し、障害者理解の啓発及び情報発信に力を入れ、地域福祉の向上に寄与します。

最後に、当事業所は高島市から指定管理を受けて事業運営を行っています。令和3年3月末をもって第三期受託期間が満了することから、次期受託について検討をしていきます。

2 事業内容

(1) 基本事項

高島市在住の在宅障害者が通所して、創作的活動や社会適応訓練などを行うことにより、障害者の自立を図るとともに生きがいを高め、社会参加の場と機会の提供を行います。また地域の実情及び利用者のニーズに即した事業を実施するものとし、次の事業を重点的に行います。

- ① 創作的活動
- ② 社会適応訓練の実施
- ③ スポーツ・レクリエーション
- ④ 機能訓練の実施
- ⑤ 更生相談、援助方法の指導
- ⑥ 給食サービスの実施
- ⑦ 入浴サービスの実施
- ⑧ 送迎サービスの実施
- ⑨ その他

(2) 支援目的

アセスメントの充実とそれに基づいた個別支援計画で、それぞれの障害の種別や能力に基づいた活動及び訓練などを行うことにより、生きがいを高め、余暇の充実を図るとともに、各個人の自立を目指します。また相談業務も行い、障害者の在宅生活支援に取組みます。

- ① 個々の障害者の種別、能力に適した活動・訓練の実施
- ② 利用者の自立を尊重し、それぞれの持つ力の維持、伸長
- ③ 事業内容を工夫し、必要に応じて講師、ボランティアとの協力体制の整備
- ④ 日常生活上の相談に応じ、利用者の心理的ケアの実施
- ⑤ 事業所を地域にアピールし、障害者への理解の啓発

(3) 活動業務内容

① 創作的活動の実施

- | | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| ・陶芸 | ・書道 | ・手芸 | ・音楽 |
| ・絵画 | ・生け花 | ・ちぎり絵 | ・足湯 |
| ・和紙染め | ・カラオケ | ・朗読会 | ・ヘア&メイク |
| ・折り紙 | ・お菓子作り | ・工作 | |

② 社会適応訓練の実施

ア、家事訓練

買い物、調理実習

イ、日常生活動作訓練（ADL）

身だしなみを整える等

ウ、コミュニケーション

手話、点訳、法話、茶話会

エ、地域への参加

公共機関などの利用、催事への参加、見学等

オ、パソコン教室

③ スポーツ・レクリエーション

ヨガ教室、軽スポーツ・ゲーム、利用者の集い等

④ 機能訓練

体操、歩行訓練、生活リハビリ等

⑤ 更生相談・援助方法の指導

ア、地域の小・中・高校生及びボランティアを対象に援助方法の指導を行います。また、社会福祉協議会・学校の要請がある場合には、福祉体験実習の受け入れにも協力します。

イ、相談業務等も行い、必要に応じて関係機関と連携し、障害者の生活支援を行います。

⑥ 給食サービスの実施

ア、施設付随の厨房を使用し、専従調理員が調理を行います。

イ、昼食のみの提供とし、行事等の場合については臨機応変に対応します。

ウ、利用の有無は、利用者の希望とします。

⑦ 入浴サービスの実施

ア、浴室及び静養室を使用し、毎週火曜・金曜日の午前中に実施します。

イ、入浴サービスを目的とした利用も可能です。

(4) 苦情要望

利用者の苦情等については、本会苦情解決に関する規則により、苦情解決の手順を契約時や事業所内に掲示するなどで周知し、それに基づいて苦情処理を行います。また、障害特性により本人からの申し出が難しい人には、家族や職員が本人の意を汲み取り幅広く拾い上げます。

利用者のニーズや苦情を聞く場としては、活動メニューのひとつである「茶話会」の中でその機会を設けると共に、事業所内に設置してある意見箱で意見聴取します。また、年度末に活動内容等を問うアンケート調査を実施し、日常の活動等に反映できることは迅速に取組むなど、できる範囲内で利用されている方の要望に応えられるよう努めます。

(5) その他

- ① 地域における障害者の状況を把握し、利用者の増加を図るべく努めます。
- ② ホームページの内容の充実を図り、月間予定表や行事の案内などを掲示するほか、機関紙等の広報活動により施設のアピールと障害者への理解の啓発に努めます。(利用者及び関係機関 每月1回)
- ③ 高島市地域内の福祉事業やたかしま会主催の行事に参加や協力をし、地域の理解を深めます。
- ④ 活動を通してできた作品は、地域で展示の場を設けることで、利用者の創作意欲を高め、活動を充実させるとともに、啓発活動の場とします。
- ⑤ ボランティアを積極的に取り入れ、交流を図るとともに地域への理解を深め、施設の透明性の確保を図ります。

(6) 令和2年度事業内容

① 創作活動

活動名	実施予定日	時間	指導者	内容
生け花	第3水曜日	午後	世古敬子	生け花
手芸	月2回	午前	ディ職員	小物作り
書道	月2回	午後	澤井千晶	毛筆の練習等
音楽	月2回	午後	長谷川綾子	歌、楽器演奏等
陶芸	第1水曜日	午前	中村公一	陶芸等
ちぎり絵	月1回	午前	ディ指導員	和紙を使用する
朗読会	月1回	午前	ボランティア	文学書の読み聞かせ
たこ焼き 広島焼き等	月1回	午前	指導員、調理員	昼食を調理する
お菓子作り	月1回	午後	指導員、調理員	簡単なお菓子作り

活動名	実施予定日	時間	指導者	内容
カラオケ	月1回	午後	ディ指導員	好きな歌を歌う
手作り手芸	月1回	午後	ディ指導員	手芸や工作など
手作り手芸	年間4回	午後	ボランティア	小物作り
ヘア&メイク	2ヶ月に1回	午前	ボランティア	ヘアセット、メイク、オイルマッサージ
折り紙	不定期	午後	ディ職員	簡単な折り紙
クロスステッチ	月1回	午前	ディ職員	図案を見ながら刺繡をする
和紙染め	不定期	午後	ディ職員	和紙を染め、ちぎり絵に使用する
足湯	月1回	午後	ディ職員	入浴剤を使用しリラックス効果を上げる

② 社会適応訓練

活動名	実施予定日	時間	指導者	内容
買い物	月3回	午後	ディ指導員	買い物実習
手話	第3水曜日	午前	藤野幸子	日常会話、歌の手話
調理実習	月1回	午前	ディ指導員	調理実習
点訳	月2回	午後	ボランティア	昔話等の点訳 地域の点訳グループと合同
野外活動	不定期	午前	ディ指導員	外出訓練等
法話	月1回	午後	釈迦浩爾	寺院住職による法話
茶話会	月1回	午後	所長、ディ指導員	意見交換など
パソコン教室	月1回	午前	ほろん パソコン ボランティア	キー操作の練習、各種機能の使い方を学ぶ
回想法	月1回	午前	ディ指導員	テーマに沿った話

③ スポーツ・レクリエーション

活動名	実施予定日	時間	指導者	内容
利用者の集い	月1回	1日	ディ指導員	外出・ゲーム等
ゲーム・クイズ等	月1回	午後	ディ指導員	各種ゲーム等
グランドゴルフ	月1回	午前	ディ指導員	室内グランドゴルフ
室内ボーリング	月1回	午前	ディ指導員	ペットボトル使用
ヨガ教室	月2回	午後	舟木君代	タイ式ヨガ
ピラティス	月2回	午後	井口太磨喜	姿勢改善等

※ 以上の活動は、講師都合などにより、曜日が変更になる場合があります。

※ その他、季節の行事などを不定期に行います。

④ 機能訓練

活動名	実施予定日	時間	指導者	内容
体操	月2回	午前	デイ指導員	ストレッチ体操等

⑤ その他

- ア、障害者デイサービス通信「アンフィニ」の発行 (毎月1回)
- イ、ホームページの更新 (毎月1~2回)
- ウ、散髪 (日本理美容福祉協会滋賀たかしまセンターからの訪問により2カ月に1回実施)

(7) 令和2年度 障害者デイサービスセンター行事計画書

月	利用者の集い、外出行事
4	外出(買い物及び観光)、お花見
5	ドライブ・ピクニック
6	外出(買い物及び観光)、ふじみ寮祭り参加
7	外出(買い物及び観光)
8	夏祭り
9	外出(買い物及び観光)
10	外出(買い物及び観光)
11	外出(買い物及び観光)、アンフィニ生け花展
12	忘年会(クリスマス会)、外出(買い物)、KOSEI 輝く芸術祭発表参加
1	初詣、新年会
2	外出(買い物及び観光)
3	室内ゲーム、アンフィニ作品展

(8) 障害者デイサービスセンターの1日の流れ

8：30	送迎
9：30	利用者到着
10：00	活動
11：00	ティータイム
11：45	後片付け
12：00	昼食・送迎
13：30	活動
14：50	後片付け
15：00	ティータイム
15：30	送迎

令和2年度 自主事業計画書

(曙川障害者デイサービスセンター アンフィニ)

1、事業名 ホリデー支援事業

2、事業内容 福祉サービスを利用する方は所得の少ない人が多く、法定以外のサービスで自己負担を求めて出来る事業の範囲は限られます。しかし、利用者が地域生活を行う上では文化・芸術や福祉等の様々なニーズがありますが、交通手段や付添人がいない等の理由であまりニーズに応えられていないのが現状です。そのため出来るだけ利用者のニーズに応え、しかも軽負担で余暇支援を行い、社会参加につなげていくことを目的に取組みます。

内容につきましては、普段の事業所で実施できない芸術鑑賞や休日のイベント、地域住民や福祉関係団体等などに施設を開放し、交流事業などの活動支援も併せて行ないます。

3、実施計画

月	内容	備考
6	音楽鑑賞 音楽コンサート（未定）	
7	映画鑑賞 ガリバーホール（未定）	
9	ふくしまつり 新旭ふくしまつり	
10	地域イベント 安曇川文芸会館（未定）	
11	地域イベント 高島市民会館（未定）	
12	音楽鑑賞 音楽コンサート（未定）	
2	点字サロン 地域の「点字ボランティアグループゆび」の協力のもと、一般市民にも参加を呼びかけ実施する。アンフィニで実施。	
3	音楽鑑賞 音楽コンサート（未定）	

※ 利用者のニーズに応じて企画するため、上記の内容を変更する場合もある。

4、収支予算書

項目	金額（円）	内訳
収入	参加費	24,000 500円×6人×8回
	施設使用料	1,000 1000円×1回
	合 計	25,000

項目	金額（円）	内訳
支出	燃料費	8,000 1回1,000円×8回
	施設使用料	1,000
	雑費	8,000
	本会会計への繰入	8,000
	合 計	25,000
差引（収入-支出）	0	

令和2年度 事業計画書

藤美相談支援事業所

1 運営方針

当事業所では、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、就労支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行っています。事業を進める中で、計画やモニタリングの作成だけでなく、利用者を取り巻く家族の問題や制度の狭間の中で支援が必要なケースなどが多く、障害者のニーズや課題も複雑化しています。そんな中、相談支援専門員の業務量は著しく増加し、基幹相談事業所や関係機関と連携して取組んでいます。

また、相談業務を通して地域ニーズの把握や課題の抽出などに取組み、関係機関に繋ぐなど地域福祉の向上に寄与することで、事業所の責務を果たせるよう努めます。

定期的な訪問による相談支援や直接的な支援など、よりきめ細かな対応をすることで、本人や家族との信頼関係が深まり、本人の持つ可能性や潜在能力は高まります。こうした質の高いサービスの提供や利用者支援を行うことによる加算を取得し、事業の安定に努めます。また、新規登録者も可能な限り増やしていくことで、サービス等利用計画を必要とされる人のニーズに応えていきます。

2 事業内容

法人の事業所を利用する人 86 人（藤美寮 45 人、GH22 人、工房 12 人、アンフィニ 7 人）、在宅 18 人の計約 104 人を対象に、サービス等利用計画の作成とモニタリングを実施します。

本年度については、サービス等利用計画作成を 50 件、モニタリングを 208 件予定しています。サービス等利用計画については、支給決定変更時（原則 3 年に 1 回）を行い、モニタリングについては、施設及びグループホームの利用者は、原則 6 カ月毎、藤の樹工房及びアンフィニ等の在宅からの通所者は、1 ~ 6 ケ月毎で支給決定に基づいて実施します。また、新規利用者については、適宜サービス等利用計画の作成を行います。

職員体制については、管理者 1 名（兼務）、相談支援専門員は専従と兼務各 1 名の計 2 名を配置します。

3 事業計画

令和2年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計画数	8	3	0	6	4	3	4	3	6
モニタリング数	17	24	15	16	19	16	22	21	10
計	25	27	15	22	23	19	26	24	16
令和2年	1月	2月	3月	合 計					
計画数	4	4	5	50 件					
モニタリング数	14	19	15	208 件					
計	18	23	20	258 件					

令和2年度 事業計画書

就労継続支援B型事業所 藤の樹工房

1. 運営方針

藤の樹工房継続支援B型事業所は、雇用契約に基づく就労が困難な障害者に対して、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、支援を行うことを目的としています。

利用者は、一般就労へのステップアップのために訓練し、就労を目指す精神障害者や、日中活動の場として利用する知的障害者で、施設を利用する目的や障害特性は混在し、固定化、高齢化しています。

一方、一昨年度の障害福祉サービス等報酬改定は、一般就労移行者数とその後の定着率、平均工賃の実績等に応じた報酬体系となりました。

こうしたことから、1人でも多くの利用者が一般就労に移行できるよう支援するとともに、新規利用者の確保に努めます。

また、作業の効率化はもとより、「よもぎ湯の素」など自主製品の販路開拓や農作業の受注拡大により平均工賃の増額に努めます。

支援の基本方針は、障害特性や年齢、体力、働く能力等を見極めながら利用者のニーズを大切にし、個別支援計画に沿って行います。

- (1) 一般就労をめざす利用者には、作業の重点指導をします。また、ハローワークとの連携による企業発掘や受注企業への働きかけを強化し、就労移行に向けて支援します。
- (2) 事業所内でのステップアップをめざす利用者には、作業内容の工夫や環境整備に配慮し、仕事の楽しさや生きがいが見出せるように支援します。
- (3) 作業所へ通所することで、生活リズムを保ちたい利用者には、規則正しい生活が確立できるよう支援します。

2. 事業内容

(1) 就労支援

① 受託加工作業

景気の変動等による発注量の増減はありますが、長年の事業活動で信頼関係を築き、安定した収入源になっています。

本年度は、さらなる作業の効率化を図り工賃の増額に努めます。

内職事業(受託加工作業)	
八田加工	部品組み立て、アルミ線切り
ダイアモンドツール	釣り針袋入れ
トーア	安定脚梱包、説明書折り
奥野電器	工業用ネジ仮止め他
フジ製作所	緩衝材による袋づくり
クローバー電機	印刷機械部品製造
大吉商店	箱折り、シール貼り

② 受託作業(車のコーティング、下部洗浄作業、農作業)

ア コーティング作業は、洗車後、コーティング剤の塗布によりボディを保護し光沢のある車に仕上げます。

イ 冬季には、下部洗浄を行い道路凍結材からの車両の腐食を守ります。

職業指導員のもと、利用者の作業能力の向上を図り受注の拡大に努めます。

ウ 地域の農家の作業を積極的に受託することで、農業を通じて利用者と地域住民との交流を深めます。

③ 製造、生産事業(「よもぎ湯の素」製造、野菜栽培等)

ア 「よもぎ湯の素」は、地元産のよもぎを自家乾燥した自主製品です。

固定客もあり当事業所の看板商品として引き続き製造します。

販売は、市内の道の駅をはじめ、ふるさと納税の返礼品としても登録しています。 引き続き、販路の開拓やイベントへの出店による販売促進に努めます。

イ 野菜栽培は、耕作放棄地を借用し、屋外の作業を希望する利用者が中心となって行います。

作業指導は、農業を営む地域の高齢者に委託し、作業を通じて利用者との交流を図ります。(かぼちゃ、玉ねぎ、大根、白菜)

収穫した野菜は、農協や市の学校給食センターに販売しています。

(2) 生活支援

定期的に職員研修を行うことで、職員のスキルの向上を図り、適切な職業指導や生活指導体制を確立します。

また、利用者の障害特性を理解することで、通所しやすい施設環境を構築します。

余暇支援では、仲間意識の向上や集団生活における協調性を育成します。

事 業 所 主 催 の 活 動	
日帰り旅行	年1回
職場見学会・就職相談会	年1回
カラオケ大会	年1回
パソコン教室	毎月一回（外部講師を招いて実施する）
正月行事	1月
お花見	4月
ティータイム	6月
忘年会（クリスマス会）	12月